

平成24年

刈谷知立環境組合議会第2回定例会会議録

平成24年9月4日

議事日程第2号

平成24年9月4日(火)

午前10時00分開議

- 日程第1 議長の選挙について
日程第2 議席の指定について
日程第3 会議録署名議員の指名について
日程第4 会期の決定について
日程第5 副議長の選挙について
日程第6 同意第1号 監査委員の選任について
日程第7 同意第2号 監査委員の選任について
日程第8 議案第3号 工事請負契約の締結について
(刈谷知立環境組合旧工場棟解体工事)
-

出席議員(15名)

1番	伊藤幸弘	2番	沖野温志
3番	池田滋彦	4番	加藤賢次
5番	佐原充恭	6番	石川信生
7番	白土美恵子	8番	鈴木絹男
9番	坂田修	10番	星野雅春
11番	前田秀文	12番	高橋憲二
13番	山内智彦	14番	山本シモ子
15番	安江清美		

欠席議員(0名)

説明のため議場に出席した者(5名)

管理者	竹中良則	副管理者	林郁夫
会計管理者	大中隆志	所長	永田孝雄
業務課長	栗田全雄		

職務のため議場に出席した事務局職員(5名)

総務係長	水藤真人	焼却施設係長	伊藤寿
------	------	--------	-----

余熱施設係長
主 事

原 勝 理
稲 垣 重 雄

主任主査

野々山 款

午前10時00分 開会

○臨時議長（石川信生）

ただいまから、平成24年第2回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表のとおりでありますので、ご了承を願います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

○臨時議長（石川信生）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程に入ります。日程第1 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（石川信生）

ご異議なしと認めます。それでは議長には沖野温志議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました沖野温志議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（石川信生）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました沖野温志議員が議長に当選いたしました。よって、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

ここで議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

議長からあいさつをいただきます。

○議長（沖野温志）

一言ごあいさつをさせていただきたく思います。ただいまは皆様のご推挙によりまして、議長の大役を仰せつかりました。大変ふなれではございますが、一生懸命努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、当組合を取りまく環境につきましては、皆様もご承知のように、震災瓦れきの受け入れに

つきましては、ひと段落をいたしました。しかし、ごみ処理につきましては、市民にとっては欠かすことのできない大変重要な問題でございます。刈谷・知立両市の協力により、安全・安心で効率的なごみ処理行政に努めていかなければなりません。

議員の皆様方におかれましては、建設的な意見具申をしていただくとともに、この議会の効率的な議会運営にも努めていただくことをお願い申し上げます。

大変ふなれが議長でございますが、誠心誠意務めてまいります。ぜひとも皆様方の温かいご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。議長就任のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野温志）

引き続きまして、日程第2、議席の指定を行います。

会議規則第3条第1項の規定により、議席は、ただいまの着席のとおり指定します。

○議長（沖野温志）

次に、日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員については、会議規則第72条の規定により、1番 伊藤幸弘議員、15番 安江清美議員の両議員を指名をいたします。

○議長（沖野温志）

次に、日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本会議の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野温志）

異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（沖野温志）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で

行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野温志）

異議なしと認めます。

それでは、池田滋彦議員を指名いたします。ただいま指名いたしました池田滋彦議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野温志）

異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました池田滋彦議員が副議長に当選いたしました。

よって、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長の池田滋彦議員のあいさつがございます。

○副議長（池田滋彦）

一言ごあいさつさせていただきます。ただいま皆様のご推挙により、副議長に選任いただきました。今回、この刈谷知立環境組合の副議長を務めさせていただくわけではありますが、ごみ処理につきましては市民生活に大変大切な問題であり、その責務の重さを痛感しているところでございます。その重責を果たすべく沖野議長の補佐役として努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。就任のごあいさつをさせていただきます。

○議長（沖野温志）

次に日程第6、同意第1号、監査委員の選任についてを議題とします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（沖野温志）

管理者。

○管理者（竹中良則）

それではお願いをいたします。同意第1号、監査委員の選任についてをお願いいたします。

当組合の監査委員の選任につきましては、従来より知立市の議員選出監査委員を識見を有する者のうちから、選任する監査委員として選任をしております。

今回の選任につきましても、慣例によりまして、知立市の中島牧子さんを識見を有する者のうちから選任する監査委員に選任をしたいと思っております。

中島牧子さんの住所は、知立市昭和3丁目2-23でございまして、昭和21年9月26日のお生まれでございます。

どうかご同意賜りますよう、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（沖野温志）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野温志）

別に質疑、討論もないようですので、採決いたします。

本案については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野温志）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（沖野温志）

次に、日程第7、同意第2号、監査委員の選任についてを議題とします。

前田秀文議員の退席をお願いします。

〔監査委員候補者 前田秀文議員 退席〕

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（沖野温志）

管理者。

○管理者（竹中良則）

それでは同意第2号のほうをお願いいたします。監査委員の選任についてご説明させていただきます。

当組合の監査委員の選任につきましては、従来より刈谷市の福祉経済委員会委員長を議員のうちから選任する監査委員として、選任をまいりました。

今回の選任につきましても、慣例によりまして、刈谷市の前田秀文議員を議員のうちから選任する監査委員に選任をいたしたいというふうに思っております。

前田秀文議員の住所は、刈谷市東境町住吉86番地1で、昭和26年9月13日のお生まれでございます。

どうかよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（沖野温志）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野温志）

別に質疑、討論もないようですので、採決いたします。

本案については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野温志）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔前田秀文議員 入場〕

○議長（沖野温志）

次に、日程第8、議案第3号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（永田孝雄）

議案書の3ページをお願いいたします。議案第3号、工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するもので、工事名は、刈谷知立環境組合旧工場棟解体工事。工事場所は刈谷市半城土町東田46番地でございます。工事概要でございますが、焼却工場棟解体工事、煙突解体工事、付帯施設解体工事で旧工場棟を取り壊すものでございます。

請負契約金額は5億925万円で、予定価格に対します落札率は89.88パーセントで、設計金額に対します請負率は85.39パーセントでございました。

契約の相手方は、戸田・角文特定建設工事共同企業体、代表者、名古屋市東区和泉一丁目22番22号、戸田建設株式会社名古屋支店、支店長深代尚夫でございます。

提案理由でございますが、議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるからでございます。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（沖野温志）

8番、鈴木絹男議員。

○8番（鈴木絹男）

お願いいたします。ただいま提案説明をいただきました旧工場棟は、平成21年にその役目を終えて今回解体をすることとなったわけでございます。そして、新工場棟が供用を開始されて以降、旧工場棟をどうするのかの検討をかさね、国の支援を得られる方法で解体することが適当であるとの報告はされています。

また、準備段階におけるさまざまな手続、すなわち財産処分や地域計画の策定についても、私は理解をしているところでございます。こうして今回、解体工事の契約に至ったわけでございます。

そこで質問をさせていただきます。まず入札条件についてであります。入札執行調書を拝見しますと、特定建設企業体、一般的にはJVと呼ばれておりますが、それで入札をされたようではありません。その理由はいかかなものか教えてください。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（永田孝雄）

今回の取り壊し工事は、煙道等にダイオキシン類が存在していることから、これらの処理を安全かつ適正に進めるとともに、近隣の住民の方々に安心していただけるよう同規模の焼却施設解体実績がある業者に発注することを基本とし、地元業者にも参加機会を確保し、解体実績がある業者と地元業者とのJVとすることで、20年から30年に1度の焼却施設解体技術や現場運営を地元業者にも習得することができる、よい機会であると考えたためでございます。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

8番、鈴木絹男議員。

○8番（鈴木絹男）

ありがとうございます。わかりました。趣旨は結構であると私も考えております。特に実績も大事でありますし、地元業者の方にもいろいろな意味で参加していただくことは大切なことではないかと考えております。

続きまして質問であります。2社ですね。今回の入札は、2JV団体しか入札参加がなかったわけですが、参加条件のほうはどのようなようになっていったのかご説明ください。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（永田孝雄）

2社で組織する特定建設共同企業体の代表構成員は、刈谷市の総合数値または知立市の総合評定値が1,300点以上であり、国・地方公共団体が発注した工事で平成14年度以降に元請として、1件が60トン2炉以上を含む焼却施設の解体を完了し引き渡した実績があること。また第二構成員は刈

谷市の総合数値または知立市の総合評定値が750点以上であり、国・地方公共団体が発注した建築工事時もしくはとび、土工、コンクリート工事で平成14年度以降に元請として1件が5,000万円以上の施工実績があることを構成員の参加要件として出したものでございます。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

8番、鈴木絹男議員。

○8番（鈴木絹男）

ありがとうございます。総合評定値が1,300点以上とそれが第一構成員と第二構成員は恐らく地元企業だと思いますが、750点以上ということで条件を満たしているということでありました。

私はその総合評定数値というのは、おおむね一定の承知はしておりますので、ここでは質問はいたしません。すなわち信頼をしておりますのでこれで結構だと考えております。

次に工事スケジュールと安全性の確保についてであります。ご質問します。旧工場棟にはダイオキシン類が混在しており、その他にもいろいろ近隣住民に影響があると、工事に関してですね。あると考えられますが、工事方法、安全性の確保はどのようになっているのかご説明ください。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（永田孝雄）

ダイオキシン類につきましては、解体前に廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱に基づいて安全に除去し、除去したダイオキシン類は特別管理産業廃棄物最終処分場に埋め立てをいたします。

また悪臭・騒音等については、規制基準を遵守するとともにJVとよく協議をしながら、工事方法・安全性について万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

本議会においては、質問回数は3回までとなっております。

○8番（鈴木絹男）

ああ、そうですか。

○議長（沖野温志）

規則によって決まっておりますが、本人理解がされておられなかったようですので、議長の権限によって1回だけ、確認していただいて結構です。8番、鈴木絹男議員。

○8番（鈴木絹男）

失礼いたしました。3回というなら私は3回で終えたいと思います。いまからお話することは要

望あるいは私の考えとして受けとめていただけると結構かと存じます。

ダイオキシンのことについてはわかりました。ダイオキシン類曝露防止対策要綱に基づいてきちんと処理されると、処分場のことはここではあえてお聞きしません。

また、悪臭・騒音等についてはJ Vとよく協議をしながらということでもわかりました。

次に要望であります。地元住民に対する周知方法等であります。お聞きするところによりますと、10月4日にクリーンセンターで行う準備をされておると、これは予定だと思いますが、とお聞きをしております。できる限り地元の方々のご理解も得た上で、間違いのないように進めていただきたいなとお願いするところがございます。

その次は、跡地の利用計画はどのようになっているかということですが、これもバックヤードをストックヤードですね。建設して効率をあげていくということであるかと思えます。またこのあとで質問が出るかもしれませんので、そこでお答えいただけるとありがたいなと思えます。

最後の要望であります。この刈谷知立環境処理場は隣に川をもっております。吹戸川ですね。工事している最中に万全を期していただけるとは思うんですけども、雨などが降って変なものが川に流れて、流れたものをはかるわけにはいきませんので、そういうことがややもすると環境悪化を助長するような環境が隣にあるということもあります。想定されているとは思いますが、注意していただきたいなと存じます。

あとチェック・管理・取り締りということですが。行政の仕事は民間企業に民間業者という組織に依頼する頻度が年々ましております。そこでやはり一番大事なのはチェック・管理・取り締りではなかろうかと、決めたことを確実に実行していただく管理こそが、行政の今後さらに重要になってくるということだと思えます。そこには一定程度のコストをかけながら他でコストを抑えていくという考えで進めていただいて、いずれにしてもこの工事が無事終わることを強く希望しておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（沖野温志）

13番、山内智彦議員。

○13番（山内智彦）

それではご質問させていただきますが、いまちょっと質問というかご意見の中にもありましたけれども、跡地の利用ですね。解体をされて、その後どうするかというのをもう少し詳しく教えてください。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（永田孝雄）

現在、刈谷知立環境組合では資源物等の集積・保管を既存の車庫や通路脇の空きスペースなどを
使って行っておりますが、その場所も点在しているため、市民の皆様にはわかりにくくご不便をおか
けております。それとともに動線が一部交差し、危険であるため跡地に簡易な倉庫であるストッ
クヤードを建設して、市民の皆様の利便性の向上を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

13番、山内智彦議員。

○13番（山内智彦）

どうもありがとうございます。本当にめったにない機会ですので、しっかりとした動線というか、
利用者にとって、利用があって、使い勝手がかなり向上するようにお願いしたいと思います。

それから話は少し変わりますが、この解体工事なんですけど、今回この解体工事が終わったあ
とにまだ残っていると、要は、いまは使わないもので、その解体工事が終わったあとに残っていて、
またあとで解体しないといけないというようなものがあるのかどうか、お答えいただきたいと思
います。あるのかなのか、お願いします。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（永田孝雄）

今回の解体工事では、旧焼却施設にかかるすべての施設を解体いたしますので、不用な施設は残
りません。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

13番、山内智彦議員。

○13番（山内智彦）

ありがとうございます。いま恐らくこれで整備をできるということで認識をしました。最後に取
り壊しに関してですね。今回解体工事という機会となったわけですが、これはこの処理施設の特
性上、たとえば停止してから何年経過してからでないといけないとか、あるいは何年以内
に解体しないといけないとかそういうような制約条件があったのかどうか。教えてください。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（永田孝雄）

旧施設も国の補助金をいただき整備した施設ですので、財産処分の手続きは必要でございましたが、
経過年数に関する制約は特にありませんでした。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

12番、高橋憲二議員。

○12番（高橋憲二）

今回5億円で旧焼却施設を解体しようという議案が提案されているわけですが、焼却炉そのものが老朽化して十分な焼却機能が出せないということから、新しい焼却炉をこうつくったんですが、建物は別に老朽化しているわけではないわけでありまして。つまり焼却炉の耐用年数と工場棟の耐用年数に差異があるというふうに理解しておりますが、今回その工場棟も含めて撤去されるというご提案ですが、この際、焼却炉の耐用年数並びに取り壊そうとされる工場棟の耐用年数、強度というのはどれぐらいの内容を把握されているでしょうか。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（永田孝雄）

焼却施設に関しましては、通常20年から30年というふうには言われておりますので、使い方によってある程度の幅はあるというふうに理解しております。

また建物についても通常の基準の中で行っておりますので、鉄筋の建物ですので50年かというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

12番、高橋憲二議員。

○12番（高橋憲二）

この施設の生命は焼却をするということが生命ですのももちろん、今、ご答弁があったように、焼却炉をなるべく延命しながら、技術的推移を十分配慮しながら、新しい焼却炉に取りかえていくということは要求される重要な仕事だと思うんですね。ただ、そうした場合に、50年の耐用年数がある工場棟も合わせて撤去すると、つまり今度更地になるんですが、ここが今度古くなったときに向こうへ焼却炉と工場棟をつくって、ここを更地にしていくとこういうこう施設内で新築移転を繰り返すということに基本的になるわけです。すでにこちらに移転して二つ目の工場・焼却炉になっているわけですね。

ただ、私そういう中で思うのは、工場棟そのものをどう再利用するかということが先ほど鈴木絹男議員からのご指摘があったように議論された。私はこの地が引続き焼却施設として、これからも活用されるであろうと前提に立ったときに、この工場棟というのをある程度、この中に入る焼却炉というのはいろいろ形式がありましようし、焼却炉の大きさも変わってくるし、焼却能力も時代と

ともが変わるでしょうが、この工場棟というものは、そういうものがある程度包含できるようなそういう形の設計というものができないものだろうか。つまり耐用年数が焼却炉より長い、倍以上長い工場棟がその中に焼却炉をこう変更させながら、工場棟が運営できるようなシステムというのがこういう厳しい財政状況のときには必要ではないのか、こんなふうには感じたりするんですが、そういう点でのご検討やご配慮は、あるいはご見解はどのようになっているのでしょうか。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（永田孝雄）

まず、焼却炉とやはり建物というのは差異が生じるというのはやむを得ないかというふうにご検討しておりますが、今回、その中でその旧工場棟をある程度再利用、再活用できないかということで検討を重ねられたというふう聞いております。

その中で、倉庫やそういうものたぐいのものに活用できないかという検討はあったようですが、実際には煙道等ダイオキシン類の除去とか、そういうものは必要なものですから、それに多額の費用がかかる割にピットとか、通常の建物と違って段差がいろいろありまして、非常に使い勝手の悪い建物ということだものですから、それに整備を要する費用が多額にかかるので、この際取り壊したほうがよいという結論に至ったものというふうにご検討しております。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

12番、高橋憲二議員。

○12番（高橋憲二）

焼却炉を更新するためにその焼却炉を取り囲んでいる工場棟も壊さなくてはいかんと。時差がありましたけれども、壊さなくてはいけないと。検討されたのは、あのドンガラの施設を他の焼却炉以外の他の施設として利用できないのかということを検討されたようですが、全国各地にその種の工場棟があるわけですし、私は焼却炉の機能や形式によって、この機械棟そのものが工場棟そのものが全部仕様が違うということで、細かいところまで連動しているんだと全部ということであれば、これは少しコストダウンになるような気もするんですが、焼却炉をかえるために工場を壊してまたつくるとこの二重作業というのは経費の節減という視点から見たときには、深めていかないといかん問題ではないのかと、替えるのは焼却炉だけかえればいい、電気集塵機とかいろいろな諸施設が附帯施設をかえないといけないけれども、工場棟そのものはそれを取り囲めるような、汎用性のあるあらゆる機械とは申しませんが、受けて立てる懐の深い工場棟というのは、設計の勘考ではないのかとそこに耐用年数が過ぎた焼却炉が、あるいは関連施設がこう入れかわって互換性よろしくです。耐用していくということになればその部分でのコスト高は若干あるかもしれませんが、私は

工場棟いちいちつくったりかえしたりはしなくても、汎用的に活用すればコストの軽減につながるのではないかと。ちょっと技術的に私も全くの素人ですからよくわかりませんが、そのあたりは少し検証し深めていかれる課題ではないのか、管理者いかがでしょうか。

○議長（沖野温志）

管理者。

○管理者（竹中良則）

今、高橋議員から大変貴重なご提言をいただきました。私もこういう特殊な施設を更新しなきゃいけないときというのは大変いろいろな課題があるわけですし、それは今回の場合の更新でもいろいろな角度から検討させていただいたということは、経過はよく存じ上げているわけです。

たとえばこの近辺でいいますと、一番近いところだと豊田市の渡刈の焼却施設が平成19年に完成したと思います。随分長い間、新しい施設と古い施設が併設で建っていたわけで、私も東海環状自動車道を通るたびに「ああ、まだ建っているなあ、解体工事には入って見えなあ」というようなことで豊田の市長さんにも「いつごろ入られるんですか」とか「国の補助金はどうなっていますか」といろいろ関心を持っていたこともありましたが、つい最近になって壊されました。確かに旧工場棟は取り壊されました。同じような形でやはり中の施設が古くなったんで、建物も含めて建て直しをされたわけなんですけど、それと同じように、私どもも今回は同じ経過をたどってこう古い施設を解体しようということになっているわけですけども、今、高橋議員の提案をされました施設を新たに新設するときにそういう拘束も含めてですね、建物と焼却施設との耐用年数等との違いを想定に入れた建物にするのか、あるいはもう一つの考え方として、今、お話を伺いながら、私ももう一つの考え方としては、焼却施設の耐用年数に合わせた建物にしてしまったほうがかえていいのかなというようなそんな発想も今ちょうど思い浮かべていたわけでありまして、今回の場合そういうわけにはまいりませんけれども、次回20年30年後ですね。この現在の施設が更新が必要になってくると、というような時点ではそういうような発想も含めまして検討をさせていただけたらなというふうに思ってお聞かせいただきましたので、どうぞよろしくご理解のほどお願いをいたします。

○議長（沖野温志）

14番、山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

いろいろ質疑がされたあとなんで、少しばらばらになるかもしれませんが、これまでの審議のことも理解した上で、私は入札の透明化や工事においては地元下請け業者に受注がいくような願いを持って、質問をさせていただきたいと思うんです。

入札執行調書でいきますと、予定価格に対して89.88パーセント落札額が5億925万円で、入札に関しては難しくよくわからないんですけども、誰もが思うのは談合があったんじゃないかとそ

ういうことを思うわけなんです、私はよくわからない件で、今回の入札執行に対しては1回しかしていない、うちの予定価格の5億6,000万円が入っています。落札が5億900万円ということなんです、公契約の上において安いほうがいいと思うんですが、私たちも安いほうがいいと思うんですが、安いほうが落札したんです。戸田と角文さんのJVが落札したんですが、予定価格に対してはかなりの差異があつて、その下にある落札がされなかった鴻池・白半は予定価格に対しては近いほうと思うわけなんです、安いほうが落札するんですね。安ければいいんですけども、公契約において、一点これは質問なんです、だったらこの予定価格とは何をもって積算するのか、予定価格を立てたのなら、その事業が会社に対してはそういう内容が必要だということで立てると思うんですが、予定価格はどのようにして積算をし、それよりも安いほうが落札するということはどういう意味を持つのかということが一点。

3回しかできませんので、もう一点お聞かせください。もちろん気になっていたダイオキシン対策は十分な配慮をしなければいけないんですが、工事が行われた時期というのは、この間問題になっているアスベストで工事がやられた施設がたくさんあるわけですが、アスベスト対策はどのようなになっているのか。

それでダイオキシン対策をやって解体工事をするわけなんです、どうなんでしょう。飛散をしないように何かシートをかけるだとかそういう工事になるのかどうか。それに対してお聞かせ願います。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（永田孝雄）

予定価格でございますが、基本的には設計を起こしまして設計に対する単価を入れて、その設計の単価を入れまして、予定価格ができるというふうに理解しております。基本的には積算単価は設計単価、設計金額がすべて予定価格になるということではないようで、簡易な工事の場合はそういう減額部分もありますので、そういう点で少しは違いますが、基本的には設計金額を基本に予定価格が積算されます。

それとダイオキシンですが、基本的には煙突のところに多くついているものですから、ほとんど筒状の形になっているというふうに聞いております。それを基本的には覆うというのは当然煙突はもう閉鎖してありますので覆ってありますが、それをはがす形でその筒状の物を埋立処分場のほうへいくということです。基本的には水処理を行いますので、出た水に関してはそういう水処理を施すというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

14番、山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

今の内容で私が理解できるかという、実は入札金額のこの落札に対しては少し理解ができていません。このようにして落札したということですが、問題は受注した業者がそれに対して5億900万円で落札したわけですが、会社はこれで落札したかもしれませんが、そこで働いている人たちが低賃金にならないような状況が一番気になる場所ですので、工事に必要な金額としては理解はしますが、そのことを少し注視していきたいと思います。ぜひ公契約の上での雇用の関係を守られるようにしていくことをこちらは入札を執行した側ですのでね、そこで働く人たちが劣悪な条件じゃないようにすることも見守る必要があると思っていますので、管理者よろしくをお願いします。

それでもう一つです。工期はいつからかということが一点と、鈴木絹男議員が私も住民への周知徹底の質問をのせてありましたので、ふれていただきましたので、そうすると10月4日と聞いておりますが、で終わってしまったんですね。10月4日にどのような形でやられるのか10月4日なのかどうかも、住民への周知徹底についてをお聞きをします。

答弁の中で気になったことは、質問したアスベストはあるのかないのかは答えていただけませんでしたが、気になった点はダイオキシン類、煙突に付着しているわけですので、その処理についてはきちんとしますと言いました。きちんとしますと言ったんですが、水処理をするということと言われましたので、先ほど、吹戸川に流れてしまったらどうするんだと鈴木絹男議員が言ったわけですが、水処理をするということは処理した水のかめ、地表に流すのか、何かタンクのところへちゃんと受けとめるようにするのか、その点が一点答弁の中で気になりました。

よろしくをお願いします。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（永田孝雄）

申しわけありません。先ほどアスベストについてお答えしていなかったようです。アスベストに関しては調査では一切使っていないというふうに聞いております。もし万一発見された場合は、適正に処理をさせていただきたいというふうに思っております。

あと工期でございますが、10月半ばから13カ月間の工期を整備・解体については予定をしております。

申しわけありません。10月半ばというのは本格的工事ということで、仮囲いから入りますものから、この契約議決が終れば9月半ばからは仮囲いには入るというふうには考えております。

それから住民への周知でございますが、工事着工に先立ちまして住民の皆様には説明会を行いますので、現在のところ、住民説明会は10月4日にクリーンセンターで行うよう地域の地区長さん等に

お話をして準備を進めているところでございます。

周知方法につきましては、地元地区の皆様には回覧を使って、あとは組合のホームページや、両市のホームページを利用する計画でございます。

済みません。水処理でございますが、当然のように外には出さないでタンクに溜めてということでございます。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

14番、山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

ありがとうございました。最後になります。先ほど質問の冒頭で発言させてもらっているんですが、大きな工事で額も大きな工事費ですので、落札されたのがJVということですが、ぜひ角文じゃなかった今回、角文ですね。角文は刈谷の業者です。刈谷の業者も入っていることですので、ぜひこの工事においては知立市・刈谷市等の中小業者に2次下請け、3次下請け、4次5次まであるのかわかりませんが、2次3次下請けあたりぐらいまでは、地元業者の皆さんにちゃんと受注がいくように管理者見守っていただきたいと思います。落札したことによって9月半ばから早速この工事解体に対するいろいろなもう段取りが進められると思いますので、その点でぜひ落札業者には説明をしてあげてほしいということと、さらに先ほどふれましたが、働く人の雇用が低価格にならないようにしていただく、見守るという形もぜひとっていただきたいと私は強くお願いしたいと思いません。

よろしくをお願いします。

○議長（沖野温志）

他に質疑、討論もないようですので、これで質疑、討論を終ります。

これより本案を採決します。

本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野温志）

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これもちまして、平成24年第2回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会します。

午前10時48分閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 沖野 温 志

刈谷知立環境組合議会議員 伊藤 幸 弘

刈谷知立環境組合議会議員 安江 清 美